

浜松市津波避難施設等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、東海・東南海・南海地震等の大規模地震が発生した直後に襲う津波による被害を軽減するとともに、津波に対する市民の不安を解消するため、民間による地域住民の避難を含めた津波避難施設を整備する経費に対し、予算の範囲内において浜松市津波避難施設等整備事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において津波避難施設とは、津波から一時避難するためのタワー・マウンド、高台、建物の上層階及び屋上施設をいう。

(交付対象事業者)

第3条 補助金の交付対象事業者は、地域住民のために津波避難施設等の整備を行う者をいう。

2 交付対象事業者は、市税を完納している者でなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当するものは、交付対象事業者としない。

- (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる条件を備え、市長が津波避難施設として必要と認めるものをいう。

- (1) 静岡県第4次地震被害想定(浸水深2メートル以上の地域)に立地していること。
- (2) 津波避難施設は、「津波に対し、構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について」(平成23年11月17日付け国住指第2570号国土交通省住宅局長通知)に基づき、静岡県第4次地震被害想定(浸水深)に4メートルを加えた高さ以上(具体的には、建築物・工作物等で3階以上、若しくは地盤から7メートル以上の高さであること)とする。
- (3) 津波避難施設としての建築物にかかる基準は、次のとおりとする。
 - ア 昭和56年6月1日以降の建築基準法第20条に規定する構造基準(以下「新耐震設計基準」という。)に適合する鉄骨造(S造)、鉄筋コンクリート造

(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)であること。

イ 鉄骨造(S造)の場合は、「津波に対し、構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について」(平成23年11月17日付け国住指第2570号国土交通省住宅局長通知)に基づく、津波に対して安全性を確保したものであること。

ウ 外部からの避難者が災害時に直接避難でき、安全な施設であること。

- (4) 津波避難施設としての盛土構造物にかかる基準は、「津波防災地域づくりに係る技術検討報告書」(平成24年1月27日津波防災地域づくりに係る技術検討会)に基づくものとする。
- (5) 前2号の津波避難施設としての基準を満たしており、津波発生時における災害時拠点として、補助対象事業が完了するまでに市と協定を締結していること。

(補助金の対象事業費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象事業費」という。)は、次のいずれかに該当する津波避難施設等の整備のために行う工事に要するもの(調査・設計費等を含む)とする。

- (1) 津波避難施設の工事費
- (2) 避難場所までの階段・スロープの工事費
- (3) 高台までの避難路の舗装・拡幅工事費
- 2 前項に掲げる補助対象事業費に消費税は含まないこととする。
- 3 第1項で整備する施設等には、次に掲げる付帯設備を必ず整備するものとする。
 - (1) 案内看板
 - (2) 照明(避難者を誘導するための照明灯を含む)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象事業費(税抜き)の3分の2を乗じた金額(その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、限度額は別表に定める。

(補助金の制限)

第7条 補助金の交付は、津波避難施設1棟、若しくは1避難地につき1回とする。

(補助対象事業の着手届出)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ本市と協議を行った上で津波避難施設建築工事請負契約(予定)日又は用地取得契約(予定)日の前日までに津波避難施設等整備事業着手届出書(第1号様式)とともに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請する物件の所在地、所有者等を証明する書類(登記事項証明書)
- (2) 建築年月、用途等を証明する書類(新築建物を除く)
- (3) 全景及び事業を実施する箇所が確認できる写真
- (4) 事業(変更)計画書(第2号様式)
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(個人は除く)
- (6) 暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)

2 市長は、前項又は第 10 条の規定による届出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、津波避難施設等整備事業着手届出(変更)受理書(第 4 号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の額の内示)

第 9 条 市長は、前条の規定により届出書を受理した後、当該年度に申請を受ける見込みの補助対象事業の予算措置を講じた場合は、補助金の概算額を津波避難施設等整備事業費補助金内示書(第 5 号様式)(以下「内示書」という。)により、申請者に通知するものとする。

2 次条において、大幅な変更が生じたことにより補助金の額が前項の内示書の額を超える場合、市長は、審査によって認められた変更内容に即した補助金の概算額を内示書(第 6 号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の内容変更等)

第 10 条 申請者は、第 8 条に規定する届出書の提出後において、記載した内容に大幅な変更又は中止が生じる場合には、津波避難施設等整備事業着手変更(中止)届出書(第 7 号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業(変更)計画書(第 2 号様式)
- (3) 変更した補助対象事業費の見積書
- (2) 変更平面図、変更立面図、変更構造図等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の申請)

第 11 条 申請者は、補助対象事業の完了後、津波避難施設等整備事業費補助金交付申請書(第 8 号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 企業等概要書類(個人は除く)
- (2) 新耐震設計基準に適合していることを証明する書類
(ただし、鉄骨造(S造)の場合は、耐津波性能の評価が確認できる書類)
- (3) 市税納付・納入確認同意書(第 9 号様式)
- (4) 補助対象事業費の金額内訳が確認できる書類
- (5) 完成図面(平面図、立面図、構造図等)
- (6) 津波避難施設等整備事業着手届出(変更)受理書の写し
- (7) 工事施工者と締結した契約書の写し
- (8) 工事施工者が発行した領収書の写し
- (9) 補助事業実施後の状況が確認できる写真
- (10) その他事業に関連する書類

2 申請者は、前項の申請を、当該年度の 3 月末日までに行わなければならない。

3 補助対象事業者は、事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度から 10 年間、保管しなければならない。

(交付の決定)

第 12 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要が

あると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、津波避難施設等整備事業費補助金交付決定通知書（第 10 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 次に掲げる事項は、補助金を交付する際の条件となるものとする。

- (1) 設置する津波避難施設は、専らその用途として使用し、適正に管理していくこと。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

（補助金の請求）

第 13 条 補助対象事業者は、前条による確定通知書を受領後、津波避難施設等整備事業費補助金交付請求書（第 11 号様式）により市長に補助金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 14 条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定又はその一部について取り消すことができるものとする。

- (1) 補助対象事業にて設置した津波避難施設について、用途を妨げるような改造や運用を行ったとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助対象事業により取得した財産を、補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供し、又は取り壊したとき。
- (4) 第 3 条第 3 項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、補助対象事業者に対し、期限を定めてその全額、若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（雑則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に津波避難施設として竣工したのものに対し適用する。

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日限り効力を失う。ただし、この要綱が失効の際、補助金の額の確定通知を受けている事業については、効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に津波避難施設として竣工したものに適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に津波避難施設として竣工したものに適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に津波避難施設として竣工したものに適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に津波避難施設として竣工したものに適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に津波避難施設として竣工したものに適用する。

別表

対象補助経費	上限額
津波避難タワー・マウンド	2,000万円
高台、高台までの避難路整備	300万円
上記以外のもの	1,000万円

平成 年 月 日

あて先
浜松市長

申請者 所在地

名称及び代表者の氏名

担当者

電話番号

津波避難施設等整備事業着手届出書

下記のとおり、津波避難施設等整備事業の着手について、届出します。

記

1 事業の目的・経緯

2 事業概要

項目	内容
事業者の名称	
施設で行う事業内容	
用地取得契約（予定）日（*）	平成 年 月 日
施設建築工事請負契約（予定）日（*）	平成 年 月 日
事業完了予定日	平成 年 月
避難面積	m ²
用地取得費（*）	円
補助対象事業予定額	円（税抜き）

（*）該当する場合、記入する。

【添付書類】

- (1) 申請する物件の所在地、所有者等を証明する書類（登記事項証明書）
- (2) 建築年月、用途等を証明する書類（新築建物を除く）
- (3) 全景及び事業を実施する箇所が確認できる写真
- (4) 事業（変更）計画書（第2号様式）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（個人は除く）

事業（変更）計画書

項目	内容
事業目的	
事業計画書	
事業効果	

【添付資料】

- (1) 補助対象事業費の見積書
- (2) 事業の分かる図面（平面図、立面図、構造図等）

暴力団排除に関する誓約書

津波避難施設等整備事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)

第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

第 号
平成 年 月 日

申請者 _____様

浜松市長

津波避難施設等整備事業着手届出（変更）受理書

平成 年 月 日付けで届出のありました津波避難施設等整備事業着手届出書を受理しました。なお、契約締結後において、下記の書類を提出してください。

記

- 1 事業内容
- 2 契約書の写し

本書類は、補助金交付申請の際、提出していただく書類となりますので、大切に保管してください。

<担当>

浜松市中区元城町103-2

浜松市危機管理監危機管理課

電話：053-457-2537

FAX：053-457-2530

第 号
平成 年 月 日

申請者 _____様

浜松市長

津波避難施設等整備事業費補助金内示書

平成 年 月 日付けで届出のありました津波避難施設等整備事業
着手届出書に基づき、下記のとおり補助金の交付に係る予算措置を講じました。

記

- 1 補助対象事業予定額 金 円
- 2 補助金の内示の額 金 円(千円未満切り捨て)

<担当>

浜松市中区元城町103-2
浜松市危機管理監危機管理課
電話: 053-457-2537
FAX: 053-457-2530

第6号様式(第9条関係)

第 号
平成 年 月 日

申請者 _____様

浜松市長

津波避難施設等整備事業費補助金内示書(変更)

平成 年 月 日付けで届出のありました津波避難施設等整備事業
着手変更(中止)届出書に基づき、下記のとおり補助金の交付に係る予算措置を講じ
ました。

記

- 1 補助対象事業予定額 金 円

- 2 補助金の変更内示額 金 円(千円未満切り捨て)

<担当>

浜松市中区元城町103-2

浜松市危機管理監危機管理課

電話: 053-457-2537

FAX: 053-457-2530

平成 年 月 日

あて先
浜松市長

申請者 所在地

名称及び代表者の氏名

担当者

電話番号

津波避難施設等整備事業着手変更（中止）届出書

平成 年 月 日付け浜危危第 号で津波避難施設等整備事業着手届出受理を受けた事業について、下記のとおり事業の変更（中止）を申請します。

記

1 変更（中止）した事業内容

2 事業変更（中止）日 平成 年 月 日

3 事業変更（中止）の理由

【事業変更時の添付資料】

- (1) 補助対象事業費の変更見積書
- (2) 変更箇所の分かる図面（平面図、立面図、構造図等）

【事業変更、中止時共通の添付資料】

- (1) 津波避難施設等整備事業費補助金内示書

平成 年 月 日

あて先
浜松市長

申請者 所在地 _____

名称及び代表者の氏名 _____

担 当 者 _____

電話番号 _____

津波避難施設等整備事業費補助金交付申請書

津波避難施設等整備事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 円 (千円未満切捨て)
(補助対象事業費 円)

【添付書類】

- (1) 企業等概要調書 (個人は除く)
- (2) 新耐震設計基準に適合していることを証明する書類
(ただし、鉄骨造 (S 造) の場合は、耐津波性能の評価を確認できる書類)
- (3) 市税納付・納入確認同意書 (第 8 号様式)
- (4) 補助対象事業費の金額内訳が確認できる書類
- (5) 完成図面 (平面図、立面図、構造図等)
- (6) 津波避難施設等整備事業着手届出 (変更) 受理書の写し
- (7) 工事施工者と締結した契約書の写し
- (8) 工事施工者が発行した領収書の写し
- (9) 補助事業実施後の状況が確認できる写真
- (10) その他事業に関連する書類

第9号様式(第11条関係)

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) 危機管理課

申請者所在地

名称及び代表者の氏名

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市津波避難施設等整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市津波避難施設等整備事業費補助金

浜松市指令第 号
平成 年 月 日

申請者 _____ 様

浜松市長

津波避難施設等整備事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました津波避難施設等整備事業費補助金について、下記のとおり交付決定しましたので、通知します。

記

交付決定額 円

< 交付条件 >

- (1) 津波避難施設としての基準を満たしており、津波発生時における災害時拠点として、事業が完了するまでに市と協定を締結していること。
- (2) 補助金は、当該補助対象事業以外の目的に使用してはならないこと。
- (3) 補助対象事業の完了報告書を市長に提出すること。
- (4) 補助対象事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度から 10 年間保管すること。
- (5) 補助対象事業の事業運営及び経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずること。
- (6) 補助金の交付決定の取消しを受け、補助金の返還請求を受けたとき又は当該返還期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (7) 補助金の返還請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺する場合があること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めるもの。

< 担当 >

浜松市中区元城町 1 0 3 - 2

浜松市危機管理監危機管理課

電話：0 5 3 - 4 5 7 - 2 5 3 7

FAX：0 5 3 - 4 5 7 - 2 5 3 0

平成 年 月 日

あて先
浜松市長

補助対象事業者
所在地

名称及び代表者の氏名

担当者

電話番号

津波避難施設等整備事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付浜危第 号の補助金交付の確定を受けた津波避難施設等整備事業について、補助金の交付を請求します。

記

1 請求金額

				万						円

2 振込先

口座振替 依頼書	振込先 金融機関	銀行 金庫 農協	店 部	預金 種目	普通 当座
	(フリガナ) 口座名義人				口座番号